

多治見市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、多治見市消防吏員（以下「吏員」という。）の訓練及び礼式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訓練及び礼式)

第2条 吏員の基礎的な訓練礼式及び点検については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に定めるところによる。

2 吏員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作については、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。